

協働プロジェクト実行部会(実行チーム)の設立について

2026.5.20 環境審議会資料

1. 設立の背景

・協働プロジェクトとは

協働プロジェクト = 「色んな主体が集まり、環境をよくしながら、まちも良くする活動」

個人、企業、NPO、行政など、いろいろな人たちが力を合わせて、環境問題を解決しながら、同時に地域を活性化させるプロジェクトのことを指す。(別紙「協働ではじめる環境・まち・未来づくり事業補助金 申請事業一覧」参照)

・現状と課題

第2次環境基本計画策定後、協働で環境課題に取り組む個人や団体数は増加傾向にある。今後、それぞれの活動が持続可能な取り組みへ発展するために、地域全体で応援・協力・連携できる体制の構築が必要である。

また、協働プロジェクトについては環境審議会においても以下のような課題が挙げられている。

主な課題：

①支援体制

金銭支援以外の支援（アドバイス、ノウハウ共有、人的支援）が不足
事務局機能を担える人材の確保
マネジメント人材の不足

②事業継続性の課題

補助金終了後の活動継続が困難
資金調達の仕組みが不十分で、事業の発展・拡大が進まない

③継続的な検討・交流の場の不足

定期的集まる場がなく、新しいアイデアや広がりが生まれない
参加者がラフに発表・検討できる継続的な仕組みがない

④事業者との連携・横展開の課題

市内事業者の先進的な取り組みが知られておらず、活用されていない
実践事業者が固定され、横への広がりが上手くいっていない

・第3次環境基本計画における位置づけ

「協働プロジェクトの推進」は、第3次環境基本計画のリーディングプロジェクトとして、特に戦略的に取り組むべき施策に位置づけている。2、3年かけて基盤を整え、10年後には地域全体に持続可能な環境活動が根付き、市民一人一人が主体

的に関わっている状態を目指すこととしている。

推進していききたい協働プロジェクトとは、「環境を守るだけではなく、まちづくりに活かしていく活動であり、その方法として多様な主体が参画・連携できるオープンな活動スタイルをとるもの（みんなで協力して環境からまちを良くする活動）」である。

・ 実行部会(実行チーム)設立について

協働プロジェクトの推進のため、第3次環境基本計画において、全体コーディネーター役として「実行チーム」を設立すると明文化している。

環境審議会規則第6条において審議会に設置することができると規定されている「部会及び小委員会」の枠組みで設置するものである。

※環境審議会規則抜粋

(部会等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会及び小委員会を置くことができる。

2 部会及び小委員会は、会長が指名する者で組織する。

3 部会に部会長、小委員会に委員長を置き、部会又は小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 前3項に定めるもののほか、部会又は小委員会の運営に関し必要な事項は、部会長又は委員長が、会長の同意を得て別に定める。

2. 審議内容(案)

「今後の環境をよくする協働事業に対する支援策」の検討

【検討項目】

- ①協働事業の現状把握（事例分析）
- ②支援策の検討（場づくり／作戦会議／伴走支援／財政支援など）
- ③人材育成の仕組み（エコ・ティーチャープロジェクトとの連携含む）
- ④自走化支援の仕組み
- ⑤評価・改善の仕組み
- ⑥協働プロジェクト全体方針の取りまとめ

3. 組織構成(案)

- ・ 自身の生業や経済活動と結びつけた環境活動に取り組む個人
- ・ 人材育成事業に携わる個人

内田 圭介 氏（株式会社ミドリカフェ）

置塩 ひかる 氏（吉良農園、ミチノムコウ）

中森 恵佑 氏（丹波篠山キャピタル）

田代 優秋 農都環境政策官

4. 成果物

環境審議会への提案書（令和9年度以降の協働プロジェクト推進に係る具体案）

5. 開催スケジュール

令和8年6月～9月の期間で月2回、計8回の実施を予定

時期	内容	
	本会（全体）	部会
R8.5.20	部会の説明、設立	
R8.6		協議1回目、2回目
R8.7		協議3回目、4回目
R8.8		協議5回目、6回目
R8.9		協議7回目、8回目
↓		提案書の完成
R8.10	第2回環境審議会にて報告	